特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０５６号

東京都品川区南大井６丁目６番５号
清算株式会社　株式会社シンワプロダクト
代表清算人　清水　孝哉

1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第３００１号

川崎市川崎区東扇島19番２号
清算株式会社　富國運輸株式会社
代表清算人　細井　富藏

1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

横浜地方裁判所川崎支部民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第１１号

東京都国分寺市光町２丁目12番１号
清算株式会社　株式会社山陽デリカサービス
代表清算人　若林　昭吾

1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とする。

2　弁済の方法

本協定における弁済は、清算株式会社清算人代理事務所（東京都中央区八重洲二丁目８番７号福岡ビル９階）において行う。ただし、特別清算債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込みにより弁済する（振込手数料は、清算株式会社の負担とする。）。

第２　一般債権

1　定義

一般債権とは、特別清算債権のうち債権者若林昭吾の有する債権を除いたものをいう。

2　弁済

⑴　弁済時期

清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、下記⑵で定める金額を弁済する。

⑵　弁済額

各一般債権者に対する弁済額は、下記アからイを控除した残額を各一般債権額から特別清算開始決定日以降の利息・損害金額を除いたもの（以下「基準債権額」という。）に応じて按分した金額とする。

ア　本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額

イ　清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、本特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び本特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額

3　免除

各一般債権者は、上記２の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、それぞれ特別清算債権額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

4　追加弁済

上記２の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各一般債権者に対し、換価代金から換価費用及びその他の優先債権等を控除した残額を、各基準債権額に応じて按分弁済する。この場合においては、各一般債権者が上記３により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

第３　債権者若林昭吾の有する債権

債権者若林昭吾は、本協定の認可決定が確定したときは、清算株式会社に対し、特別清算債権全額につき、その債務を免除する。

以上

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（ヒ）第３００８号

大阪市中央区難波３丁目７番12号ＧＰ・ＧＡＴＥビル７階、開始決定時の本店所在地大阪市生野区巽北１丁目10番５号
清算株式会社　株式会社サニーコーポレーション

1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち平成25年７月７日（特別清算手続開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した債権（以下「弁済対象債権」という。ただし、金銭債権でその額を外国の通貨をもって定めたものについては平成25年７月５日の東京外国為替市場の終値を基準として評価した額とする。）について、①50万円以下の部分につき全額を、②50万円を超える部分につき24.21％に相当する金員（ただし、１円未満を切り捨てる。）を、本協定の認可の決定が確定した日から２か月以内に弁済する。弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する（金銭債権でその額を外国の通貨をもって定めた弁済対象債権については、日本の通貨又は平成25年７月５日の東京外国為替市場の終値を基準とした外国の通貨により弁済を行う。ただし、通貨の種類は清算株式会社の選択による。）。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。

2　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。

3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済対象債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

4　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を、控除してなお残額が存する場合は、本件協定債権者に対し、当該残額を弁済対象債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２６年（再）第１５号

奈良県大和高田市曽大根１丁目４番７号
再生債務者　松井　　洋

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区北浜２丁目２番21号北浜三泉ビル７階　弁護士法人第一法律事務所　弁護士　村中　　徹
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　多額の借財
ウ　和解及び仲裁合意
エ　別除権の目的である財産の受戻し

平成26年７月28日

大阪地方裁判所第６民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２６年（再）第１３号

東京都板橋区舟渡２丁目８番４号、開始決定時の住所東京都豊島区高松３丁目11番６号
再生債務者　株式会社富士屋織部商事

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式８万株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　後記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日